

# 令和8年6月26日発生地震被害に対する支援制度のお知らせ

6月26日に発生した地震により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。  
このお知らせは、今回の地震によって被災された方への支援制度についてまとめたものです。詳細につきましては、担当課または関係機関へお問い合わせください。

## 支給制度

- **見舞金** (社会福祉課 76-6661)  
被災者世帯に、住家の被害の程度により見舞金を支給 ※罹災の確認が必要  
住居の全壊 5万円  
住居の半壊 3万円  
一部損傷 1万円
- **県共同募金会から見舞金**  
(社会福祉協議会 76-9906)  
被災を受けた低所得世帯に、住家の被害の程度により見舞金を支給 ※支給条件あり  
住居の全壊 1万円  
住居の半壊 5千円
- **被災者自立生活再建支援金**  
(社会福祉課 76-6661)  
住家が全壊、大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し被害の程度により支援金を支給  
・基礎支援金 全壊 100万円  
大規模半壊 50万円  
・加算支援金  
住宅の建設または購入 200万円  
住宅の補修 100万円  
賃借 50万円
- **救援品** (社会福祉課 76-6661)  
全壊・半壊の世帯に毛布・タオル等を配布

### 罹災証明・被災証明について

ご加入の地震保険等の適用を受けらるにあたり、所有する家屋等の被害の程度や原因等を証明するための、町が発行する「罹災(りさい)証明書」または「被災(ひさい)証明書」が必要になる場合があります。

罹災証明書・被災証明書を必要とする方は、税務課(76-6102)にお問い合わせください。

## 公的な融資制度

- **災害援護資金** (社会福祉課 76-6661)  
住家の全壊、流失等被害の程度により必要な再建資金の貸付(限度額、所得制限有り)
- **中小企業災害対策資金**  
(商工観光課 76-6111)  
被害の程度により中小企業に対し、必要な設備資金、運転資金等を融資(限度額有り)
- **災害復興住宅支援**  
(住宅金融支援機構 0120-086-353、048-615-0420)  
被災を受けた住宅の所有者の住宅建設、購入または補修する場合の資金を融資
- **農林水産業災害対策資金**  
(農業振興課 76-6121)  
(林業振興課 76-6112)  
被災を受けた農家の農業経営安定のための運転資金、生活維持資金を融資(限度額有り)

## 減免制度

- **国民健康保険税** (住民課 76-6100)  
被災の程度により、段階的に国保税の一部を減免
- **後期高齢者医療保険料** (住民課 76-6100)  
被災の程度により(損害補てんがある場合は、補てん分を除く)、段階的に保険料の一部を減免
- **国民年金保険料** (住民課 76-6100)  
被災の程度がその価格の概ね2分の1以上のとき(損害補てんがある場合は、補てん分を除く)、保険料を免除 ※免除期間の定め有り
- **介護保険料** (長寿介護課 76-6669)  
第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が災害により、住宅等の財産について著しい損害を受けたと認められるとき、段階的に保険料の一部を免除

# 令和8年6月26日発生地震被害に対する支援制度のお知らせ

## 減免制度

- **災害廃棄物の処理手数料**  
(くらし環境課76-6130)  
被災した住宅から出たごみの処理手数料減免
- **町県民税・固定資産税**  
(税務課 76-6102)  
被害の程度により一部を減免
- **上下水道料金**(上下水道課 76-6125)  
災害により、宅内給水装置が破損等で漏水となった世帯について減免
- **保育料**(こども未来課 76-6126)  
被害が著しく、保育料の納入が困難であると認められるとき減免
- **育英奨学資金**(こども未来課 76-6122)  
災害によって返還が困難な場合は、猶予を受けることができる
- **町営住宅家賃**(都市整備課 76-6137)  
公募に寄らない入居及び著しい被害を受けた場合は減免または徴収猶予
- **建築関係手数料**(都市整備課 76-6137)  
被害を受けた建物にかかる建築、大規模修繕、大規模模様替えの申請手数料を免除

### 国税関係 沼津税務署

- **雑損控除**(055-922-1560)  
確定申告により控除を適用
- **事業用資産**(055-922-1560)  
棚卸資産や事業用固定資産等に損害を受けたときは必要経費に算入

### 県税関係 沼津財務事務所

- **個人事業税**(055-920-2030)  
被害の程度により、年税額の25%から100%減免
- **不動産取得税**(055-920-2033)
  - ・取得後3ヶ月以内の滅失・損壊30%~100%を減免(被害の程度により)
  - ・被災後3年以内の代替取得は、被災不動産に相当する税額を減免
- **自動車税**(055-920-2019)  
使用不能で廃車の場合、月割税額を減免  
修繕の場合、費用から保険金等を控除した金額が自動車税の年額を超えたときに年税額の50%減免
- **延滞金**(055-920-2030)  
被災したことにより県税を納付、納入することが困難な場合は、申告により免除

### 災害に便乗した悪質商法に注意!

訪問販売や電話勧誘を受けたら「家屋の安全調査に来ました。」や「困っていることはありませんか。」など、無料を口実に近づき、後で不当な料金を請求する悪質商法があります。

その場で契約をせず、必ず他の人に相談しましょう。

不要なものは、あいまいな返事をせず、はっきりと断りましょう。

トラブルに巻き込まれたら 小山町消費生活センター(くらし環境課内 76-6117)へご相談ください。